

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	4	府省庁名	復興庁
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input type="checkbox"/> 事業税 <input type="checkbox"/> 不動産取得税 <input type="checkbox"/> 固定資産税 <input type="checkbox"/> 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充（一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 原発事故に関する避難指示区域について平成25年8月の区域見直しが完了する等、住民帰還に向けた復興の新たな段階を迎えており、避難指示等を受けた自治体においては、住宅、産業施設、公共施設等を一体的に備えた復興拠点の整備に向けた計画づくりが進んでいる。 こうした動きを踏まえ、避難解除区域等に帰還する住民等の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を整備するため、「一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設」を都市施設の類型に追加すること等を検討中。</p> <p>・ 特例措置の内容 都市施設である一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備に当たって、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等（5,000万円特別控除等）を適用する。また、当該特別控除等について、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前（以下「都市計画事業認可の前」という。）においても適用されるものとする。</p>		
〔関係条文〕	[地方税法 第32条、第53条、第72条の23]		
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 原発事故に関する避難指示区域について平成25年8月の区域見直しが完了する等、住民帰還に向けた復興の新たな段階を迎えており、避難指示等を受けた自治体においては、復興拠点の整備に向けた復興ビジョンの策定等が進んでいるところである。 こうした中、一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設を整備する事業について、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等を適用するとともに、都市計画事業認可の前においても譲渡所得の特別控除等を適用できる特掲事業に加えることにより、当該施設の効率的かつ円滑な整備を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性 一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設は、放射線に対する不安を解消しつつ避難解除区域等に帰還する住民の生活再開や地域経済の再建のための拠点として都市施設の類型に追加するものであり、地方公共団体が事業施行者となり、都市計画法及び福島復興再生特別措置法に基づき実施される公共性が高い事業である。 こうした事業の効率的かつ円滑な実施を可能とする譲渡所得の特別控除等の適用は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の早期復興及び再生に資するものである。 さらに、地方公共団体が事業施行者となって実施する公共性が高い事業等については、効率的かつ円滑な用地取得を促進するため、都市計画事業認可の前であっても譲渡所得の特別控除等の適用を可能としており、一団地の津波防災拠点市街地形成施設等について特例が措置されているところ。東日本大震災からの復興を図るための一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設についても、これらと同様に措置することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
		ページ	4—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策評価体系図における要望の措置の位置付け】 ○復興庁政策評価体系 施策（3）原子力災害からの復興に係る施策の推進
	政策の達成目標	本特例措置の適用により効率的かつ円滑な用地取得を可能とし、事業期間を短縮することで、避難指示解除区域等に帰還する住民等の生活再開及び地域経済の再建に資する一団地の福島復興再生拠点市街地施設の整備を早期に実現する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置の適用により、都市計画事業認可の前においても事業実施に必要な用地の効率的かつ円滑な取得が可能となり、一団地の福島復興再生拠点市街地施設の早期整備が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・ 国税（連動）を要望
	予算上の措置等の要求内容及び金額	福島復興再生加速化交付金 （平成 25 年度補正及び 26 年度 160,000 百万円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	福島復興再生加速化交付金においては、一団地の福島復興再生拠点市街地形成施設の整備のため事業施行者である地方公共団体が行う用地の取得・造成、公共施設の整備等について、同交付金の対象事業として位置付け、当該地方公共団体に対して補助することとしている。 一方、本税制上の特例措置は、用地に係る従前の権利者に対して、事業施行者に用地を譲渡するインセンティブとして措置するものであり、予算措置との役割分担は明確である。
	要望の措置の妥当性	避難指示区域の見直しの完了や、避難指示等を受けた自治体における復興拠点の整備に向けた動き等を踏まえ、避難解除区域等に帰還する住民等の生活及び地域経済の再建のための拠点となる市街地を早期に整備するため、避難指示等を受けた市町村に範囲を限定し、都市施設として位置付けられた公共性が高い事業に限って譲渡所得の特別控除等の措置を講ずるものであり、拠点整備に係る用地取得の円滑化を実現する観点から適切なものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—